

食安輸発第0516001号

平成18年5月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

コロンビア産生鮮コーヒー豆の取扱いについて

標記については、平成15年10月から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとし、平成18年度においても引続き行っているところです。

今般、コロンビア政府による残留農薬防止対策の整備状況及びこれまでの検査実績を踏まえ、コロンビア産生鮮コーヒー豆については通常の監視体制に戻すこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

なお、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。